

### 公聴会の開催の中止について（公告）

新潟県都市計画公聴会規則（昭和44年新潟県規則第75号）第5条の規定により、長岡都市計画の変更の素案についての公聴会の開催を中止する。

平成25年11月1日

新 潟 県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 中止となる公聴会の日時  
平成25年11月11日（木） 午後2時から
- 2 中止となる公聴会の開催場所  
長岡市シティホールプラザアオーレ長岡 東棟4階大会議室  
長岡市大手通1丁目4番地10